

4 障がい者雇用 民間企業の障害者雇用率を段階的に2.3%に引き上げ

厚生労働省の労働政策審議会は5月30日、障がい者の法定雇用率を、民間事業主で現行の2.0%から0.3%引き上げ、段階的に2.3%（平成30（2018）年4月1日から2.2%、3年を経過するより前に2.3%）とすることなどを盛り込んだ同省案について、「概ね妥当」とした障害者雇用分科会（分科会長＝阿部正浩・中央大学経済学部教授）の報告を了承し、塩崎恭久・厚生労働大臣に答申した。これに伴い、政令が改正される見通しで、同様に、国及び地方公共団体、特殊法人の法定雇用率は現行の2.3%から2.6%（ただし、当分の間は2.5%）へ、また、都道府県等の教育委員会では現行の2.2%から2.5%（同2.4%）へ、それぞれ引き上げられることになる。

算定基礎に初めて「精神障がい者」を追加

障がい者の雇用を巡っては、障害者雇用促進法で、「常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）」を設定し、事業主等にその達成義務を課すことで、障がい者も一般労働者と同じ水準で、常用労働者となり得る機会を保障することとされている。障害者雇用率は、「少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める」とされ、これまでは「常用労働者数－除外率相当労働者数＋失業者数」を分母に、その分子を「身体障がい者、知的障がい者の常用労働者数＋失業者数」として算出が行われてきた。

こうしたなか、障害者雇用促進法の改正を通じて、平成30年4月から「精神障がい者」の雇用が義務化され、障

害者雇用率の算定基礎にも新たに、「精神障がい者」が追加されることになった。これに伴い、分子に「精神障がい者」を加えて初めて試算された障害者雇用率は、分母が3705.0万人に対して分子が89.7万人で約2.42%。これを踏まえつつ、施行後5年間（平成30年4月1日～平成35年3月31日）は、経過措置として「障害者の雇用の状況その他の事情を勘案して法定雇用率を定める」等とされていることを鑑み、民間事業主については100分の2.3、また、民間事業主のそれを下回らない率を持って定めるとされている、国及び地方公共団体、特殊法人については100分の2.6、さらに、都道府県等の教育委員会では100分の2.5とする厚生労働省案が諮問された。

同日開かれた障害者雇用分科会の審議では、「当分の間、民間事業主については100分の2.2、国及び地方公共団体、特殊法人については100分の2.5、教育委員会については100分の2.4とする」経過措置を設けた上で、「政令の施行から起算して3年を経過するよりも前に、障害者の雇用を促進し、及び障害者の雇用を安定させ、（経過措置を）廃止するものとする」とされたこと等に対する質問や懸念が寄せられたものの、大きな反対意見は無く「概ね妥当」と報告された。

納付金、調整金、報奨金の水準は現行維持

障がい者の雇用については、昭和52（1977）年に制度が開始されて以降、その実雇用率は当時の1.09%から、直近の平成28（2016）年で1.92%と、

段階を踏みながらも上がり基調で推移してきた。雇用者数は計47.4万人（うち身体障がい者が32.8万人、知的障がい者が10.5万人、精神障がい者が4.2万人）にのぼり、13年連続で過去最高を更新している。

法定雇用率も、当初の1.5%から昭和63（1988）年4月1日には1.6%へ、また、平成10（1998）年7月1日には1.8%、さらに平成25（2013）年4月1日からは2.0%へ引き上げられてきた経緯がある。一方で、法定雇用率の達成企業の割合は、直近の平成28年では48.8%となっており、特に中小企業で取り組みが遅れている。

法定雇用率を未達成の企業（常用労働者100人超）からは「納付金」（不足1人当たり月額5万円）を徴収し、一方で、達成企業等に対しては「調整金」（超過1人当たり月額2.7万円）や、「報奨金」（100人以下が対象で、超過1人当たり月額2.1万円）を支給する仕組みがある。

同日の分科会では、それらを最新の実態調査に基づき算定し直した結果も示されたが、「いずれも現行水準を維持する」ことが報告された。

（調査部）